

【個別事業】 2 児童・生徒の健康づくり

事務事業	現況(H17年度見込)	区分	H22年度目標・考え方	H18～22年度の整備(事業)量
(1)学童期・思春期の健康教育・相談事業	<p>・「学校保健委員会」の設置状況 小学校—42校 (61%) 中学校—22校 (65%)</p>	充実	<p>①学校保健委員会の設置 児童・生徒一人ひとりが生涯を通じて健康な生活を送れるよう健康教育の推進に努めます。そのため、学校保健委員会の整備・拡充を図っていきます。</p>	<p>全小中学校に「学校保健委員会」を設置 小学校—69校 中学校—34校</p>
	<p>・学校保健及び栄養・給食部会の開催 年3回</p>	充実	<p>②学校における健康教育の推進 健康に関わる問題が複雑化・多様化する中で、健康的な生活習慣の確立のために、学校・保健給食課・保健所・警察等とが連携・協力して、栄養・運動・休養など健康づくりに関わる教育や、性教育、喫煙防止教育、薬物乱用防止教育等により、健康教育を推進します。</p> <p>ア 学校保健及び栄養・給食部会 小学校及び中学校の教育研究会において、学校保健部会及び栄養・給食部会の設置を継続させ、指導の充実を図ります。</p>	<p>学校保健及び栄養・給食部会の開催 年3回</p>
	<p>・薬物乱用防止教室(平成16年度) 小学校29校 (42%) 中学校22校 (65%) 合計 51校 (50%)</p>		<p>イ 薬物乱用防止教室 警察による薬物乱用防止教室の実施拡充を図ります。</p>	<p>薬物乱用防止教室 小学校69校 (100%) 中学校34校 (100%) 合計 103校 (100%)</p>
<p>・保健主任研修会 年2回実施 平成16年度性教育、アレルギー 平成17年度熱中症予防、小児成人病予防</p>		<p>ウ 保健主任研修会</p>	<p>保健主任研修会 年2回実施</p>	
<p>・食に関する指導を実施した学校数 34校</p>	充実	<p>③食に関する指導の充実 望ましい食習慣を身に付け、食事を通じて自らの健康管理ができるようにするために、学級担任と学校栄養職員のチームティーチング等により、食に関する指導の充実に努めます。</p>	<p>食に関する指導を実施する 学校数 58校</p>	

事務事業	現況(H17年度見込)	区分	H22年度目標・考え方	H18～22年度の整備(事業)量
	<p>・教育相談室 練馬・光が丘 の2箇所 来室相談件数 900件 電話相談件数 600件</p> <p>・適応指導教室 入室児童数 30人 入室生徒数100人</p> <p>・スクールカウンセ ラー 中学校全校に週 1回8時間配置</p> <p>・心のふれあい相 談員 小学校47校に週 8時間を配置</p> <p>・ネリマフレンド ひきこもり傾向 の児童生徒の家 庭に週1回程度派 遣</p>	<p>充実</p> <p>充実</p> <p>充実</p> <p>充実</p> <p>充実</p> <p>充実</p> <p>充実</p>	<p>④こころの健康教育の推進 ひきこもりや家庭内暴力、摂食 障害等の思春期の心の健康問 題への対応は重要課題となっ ています。健康教育や各種相談 事業において学校保健と地域保 健との連携・協力体制を図り ます。</p> <p>ア 教育相談室 教育に関する子ども(高校生ま で)・保護者・教育関係者から の相談に応じ、解決に向けて助 言援助します。 平成18年度当初、関町地区に (仮称)関教育相談室を開設し、 既存の練馬、光が丘教育相談室 と合わせ、3ヶ所体制とします。 また、学校における教育相談の 充実、連携を図るため、中学校 配置の「スクールカウンセラー」 および小学校配置の「心のふれ あい相談員」を教育相談室の所 管とし、相談体制の一本化を図 ります。</p> <p>イ 適応指導教室(小学生対象 「フリーマインド」・中学生対象 「トライ」) 不登校児童生徒の心の安定を 図り、自立性や協調性を養うと ともに、学習・体験指導を行い、 学校復帰を支援します。 入室者数の急増に対応するた めに、相談員を増員し、施設面 での改善を図ります。また、適 応指導教室での心理教育相談員 の役割を明確にして、教育相談 室との連携を強化します。</p> <p>ウ スクールカウンセラー スクールカウンセラーの資質向 上を支援し、相談活動をさらに 充実させます。</p> <p>エ 心のふれあい相談員 全校に配置し、相談員の資質 向上を支援し、相談活動を充 実させます。</p> <p>オ ネリマフレンド スクールカウンセラー、心のふ れあい相談員、適応指導教室、 教育相談室と連携して、より積 極的に派遣することで不登校 児童生徒の学校復帰を支援して いきます。</p>	<p>教育相談室 (仮称)関教育相談室1箇 所開設 来室相談件数 年1,400件 電話相談件数 年1,000件</p> <p>適応指導教室 入室児童数 年 40人 入室生徒数 年130人</p> <p>スクールカウンセラー 中学校全校に週1回8時間 配置</p> <p>心のふれあい相談員 小学校69校に週8時間を配 置</p> <p>ネリマフレンド ひきこもり傾向の児童生徒 の家庭に週1回程度派遣</p>

事務事業	現況(H17年度見込)	区分	H22年度目標・考え方	H18～22年度の整備(事業)量
健康推進課 保健予防課 保健相談所 保健給食課 教育指導課 総合教育センター 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・個別相談 8回 ・集団指導 6回 ・家族グループミーティング 12回 ・関係者連絡会議 1回 	継続	カ 思春期・ひきこもり相談 思春期やひきこもりなどの心の問題を抱える方やその家族を対象に、精神科医師による個別相談、集団指導やグループミーティングを行います。	個別相談 7回 集団指導 4回 家族グループミーティング 12回
		充実	キ 思春期におけるこころの健康支援ネットワーク事業 学校・医療・福祉・保健などの各機関が参加する関係者連絡会議やシンポジウム等を開催します。	関係者連絡会議 2回
		充実	⑤未成年者の喫煙防止の推進 たばこの健康被害についての十分な知識の普及、未成年者の喫煙防止(防煙)を行います。 ア 情報提供の充実 禁煙ポスターやリーフレットを配布して、たばこの危険性に関する正しい知識や諸外国の対策、評価についての情報を提供します。 イ 健康教育・相談活動の実施 小学生・中学生・高校生を対象に、喫煙および受動喫煙による害について啓発を図ります。	
		充実	⑥未成年者の飲酒防止の推進 アルコールは健康に対し大きな影響を与えます。未成年の飲酒防止を行います。 ア 情報提供の充実 ポスターやリーフレットを配布して、正確なアルコールと健康についての知識を情報提供します。 イ 健康教育・相談活動の実施 未成年者の飲酒の害について普及啓発を図ります。	
	・年1回開催	継続	⑦歯の衛生図画・ポスターコンクール 歯の衛生週間にちなんで、歯の衛生図画・ポスターコンクールを行い、歯科保健の普及啓発を図ります。	年1回開催
	・子育て学習講座 委託団体64団体 講座数 80講座	継続	⑧子育て学習講座 家庭、学校、地域における子どもの健全育成について、保護者や地域の方が自ら講座を企画することにより、子育てについての学習の向上を図ります。	委託団体 60団体 講座数 90講座

事務事業	現況(H17年度見込)	区分	H22年度目標・考え方	H18～22年度の整備(事業)量
(2)児童・生徒の健康診査事業 健康推進課 保健相談所 保健給食課		充実	①健康診断の充実 児童・生徒に実施している現行の健康診断内容を見直し、より効果的な健康診断を実施して、その充実を図ります。 生活習慣病検査を充実します。 ②歯科指導の充実 定期健康診断により、むし歯・歯肉炎・噛み合わせなどについて治療勧告を行うとともに、生活習慣を含めた継続的観察や保健指導体制の整備を行います。	
(3)児童虐待の予防 (再掲) 保健相談所 子育て支援課	年21回 65人 ・児童虐待防止協議会(区全体)設置 1か所	充実 充実 充実	①子育てころの相談 子育ての問題をかかえ、虐待を心配する親等に対して精神科医による相談を実施します。 ②児童虐待相談・通告窓口 児童虐待を受けていると疑われる児童を発見した場合の通報窓口を子ども家庭支援センターに定めています。子ども家庭支援センターは、児童相談所と連携しながら地域の関係機関とネットワークを形成して、通報された児童虐待の対応を行います。 ③児童相談所等関係機関との連携強化 児童虐待については、児童相談所、民生児童委員協議会、人権擁護委員等を構成員とする練馬区児童虐待防止協議会を設置し、虐待防止対策に取り組んでいます。今後も関係機関の主体的な取り組みと効果的な連携を強化します。 また、身近な地域で児童虐待を予防、早期発見し、援助機能を十分に発揮するために、子ども家庭支援センター毎に児童虐待防止地域協議会を設置します。	年21回 65人 児童虐待防止地域協議会 3か所設置